



高齢ドライバーのみなさまへ

運転免許が不要になった、または自動車の運転に不安を感じるようになって運転免許証の自主返納をした高齢者の社会参加を支援します。

【令和8年度】

葛飾区 高齢者運転免許証 自主返納支援事業



1 申請期間

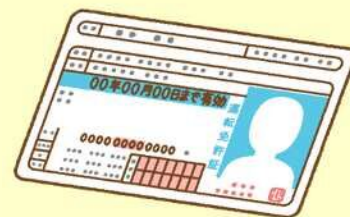
令和8年4月13日～令和9年3月31日まで（消印有効）

※予算額に達した場合、期間内でも予定より早く事業を終了する場合があります。

2 支援事業を申請できる方

次の①～④のすべてに該当する方

- ① すべての運転免許証を自主返納した方
（運転免許証の返納日から1年以内）



※運転免許証の有効期限が過ぎて失効した方、違反などにより取消処分を受けた方を除く

- ② 運転免許証の自主返納時に65歳以上
- ③ 運転免許証 自主返納時およびこの事業の申請時に葛飾区
に住んでいる（葛飾区の住民基本台帳に記録されている）
- ④ 過去にこの事業又は他の自治体で高齢者運転免許証
自主返納の支援を受けたことがない

3 支援内容：支援券 5,000円分（1人1回限り）

支援事業の申請から送付までの流れ

次の①、②を用意し、窓口または郵送で申請してください。

- ①必要事項を記入した**申請書一式**
- ②警察で自主返納した際に発行される
「**申請による運転免許の取消通知書**」の写し
又は「**運転経歴証明書**」の写し(表と裏)

【申請書配布場所】

葛飾区役所 交通政策課 423番窓口
各区民事務所、区のホームページからダウンロード
葛飾警察署、亀有警察署



【申請先】

葛飾区役所 交通政策課

【葛飾区ホームページ】

窓口で申請



・窓口

葛飾区役所 交通政策課 423番窓口

受付時間 平日/午前9時から午後5時まで

郵便で申請



・郵送先

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

葛飾区役所 交通政策課

「高齢者運転免許証自主返納支援事業担当」宛

※令和9年3月31日消印有効

【支援券及び交付決定通知書を郵送】

ご自宅に**簡易書留**で郵送します。

※申請者多数の場合、お時間がかかる場合がございます。

問合せ先 葛飾区役所 交通政策課

TEL:03-5654-8386(平日/午前9時から午後5時まで)